○厚生労働省告示第百五十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十号)第九条第三項の規定に

基づき、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成三十一年厚生労働省

告示第四十九号)の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定により告示し、令和六年四月一日か

ら適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基

本的な方針血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基

温

本的な方針

(盤)

な方向第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的

正基本的な考え方

(器)

- 安全性の向上

(盤)

って、血液事業を運営していくこととする。で、血液事業を運営していくこととする。ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によけ拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講定、医薬品医療機器等法第六十八条の十並びに第六十八条の基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)にを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質・配の安全確保対策の充実が求められている。こうしたこと前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製

23 (泰)

3 適正使用の推進

(盤)

に促進するため、各医療機関における血液製剤の使用実態やまた、国は、地域における血液製剤の確保・適正使用を更

(盤)

な方向第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的

改

一基本的な考え方

(器)

- 安全性の向上

(坐)

業を運営していくこととする。 、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止さ、同法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第建づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)にを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたこと前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHLV感染という深甚な苦難を経験しており、より

02 (を)

3 適正使用の推進

(盤)

るための方策を講ずることとする。また、国は、血液製剤の適切かつ適正な使用を更に促進す

会における好事例の収集・周知等を行うこととする。災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員

4 (泰)

11 (盤)

の見通し第三 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給

おり考察する。 しとして、<u>令和十年度</u>までの今後五年間の状況について、炊のという。)の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通各号に掲げるものをいう。以下同じ。) (以下「血液製剤等」と和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。) 第二条、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭いて血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であっていて血液製剤及び血液製剤代替医薬品等(用法、効能及び効果につ

二 血漿 分面製剤

続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要があるなっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き(複合体製剤を除く。)の需要は、直近五年間では減少傾向と傾向にあり、血液凝固第哩因子製剤及び血液凝固第区因子製剤がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増免核グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向

11] (智)

頃第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事

4 (磊)

11 (盤)

の見通し第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給

りとおり考察する。 しとして、<u>平成三十五年度</u>までの今後五年間の状況について、次いう。)の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通各号に掲げるものをいう。以下同じ。) (以下「血液製剤等」と和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。) 第二条、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則 (昭いて血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であっていて血液製剤及び血液製剤代替医薬品等 (用法、効能及び効果につ

(()

二 血漿分面製剤

続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要があるなっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き複合体製剤を除く。)の需要は、直近五年間では横ばい傾向と向にあり、血液凝固第껱因子製剤及び血液凝固第区因子製剤(がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では減少傾加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向

111 (と)

寅 第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事

- 一 国内自給のための歓血量の確果
- (盤)
- 2 血漿分面製剤

(盤)

る。 画 漿 の 新たな確保策の 里なる確保に取り組んでいく必要がある。 の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料 業者等の協力を得て、国内の 医療需要を踏まえた原料血漿、る。 このため、国は、血漿 分画製剤を供給する製造販売 がる。 一方、 今和十年度には国内の製造販売業者における原料血漿 を追加して確保できるようになることが見は、1年度までははなる。1方、今和十年度には国内の製造販売業者における原本度までには今和五年度と同じ献血者数から約十万リットル事業者が検討中の原料血漿。の新たな確保策により、今和十年度、採血事業者における今和五年度の採血体制での原料

(器)

製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間一方、他製剤の需要は減少傾向にあり、未利用の中間原料がまた、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する

(盎)

11 (盤)

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

(盎)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献

- 一 国内自給のための献血量の確保
 - (盤)

(盤)

大でいく必要がある。 我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採達するとの推計もある。このため、国は、血漿 分面製剤を定業者における原料血漿 の需要量は | 百二十八万リットルにことが見込まれる。一方、平成三十五年度には国内の製造版式一十五年度までには平成三十年度と同じ献血者数から約二十万リットルの原料血漿。新四期の事業を存在確保策により、平料血漿の最大確保量は約百万リットルであるが、採血事業者における平成三十年度の採血体制での原料

(盤)

販売業者等に、当該中間原料を配分することを険討する。 を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料 織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生一方、アルブミン製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する

(盤)

11 (盤)

第四 献血の推進に関する事項

一様血の普及啓発及び環境整備等

(盎)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献

提供する必要がある。 識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に ー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知と連携して、小中学生等を含む若年層に対して、「献血セミナ、地方公共団体及び採血事業者は、民間のボランティア団体等血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国

(盤)

は血性進計面及び都道府県鉄血推進計面

や献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。 献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れ面を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて献血推進計的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事り確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本目生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血によ

入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推推計計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用都道府県は、法第十条第五項の規定により、本方針及び献血

(盤)

111・目 (盤)

五 災害時等における献血者の確保

時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらか者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないよう、献血球製剤)の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地等の保有する血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血災害や新興・再興感染症の発生時等において、製造販売業者

的に提供する必要がある。い知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極ミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正し、地方公共団体及び採血事業者は、学校等と連携して「献血セ血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国

(空)

二 ��血惟進計画及び都道存県��血惟進計画

ら。 血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行き、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づ・食品衛生審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、<u>薬事り確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本目生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血によ</u>

入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推推連計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用都道府県は、法<u>第十条第四項</u>の規定により、本方針及び献血

(盤)

111・目 (盤)

五 災害時等における軟血者の確保

及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することと策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国に支障を来すことがないよう、献血者の確保について早急な対場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の在庫が不足する災害時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤(特

じめ対策を検討することとする。

六 禁血者の安全確保等

(松)

から採血してはならないこととされている。 年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者 ばならず、同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、 定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなけれいる。また、採血しようとする者は、法<u>第二十五条第一項</u>の規 血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされて このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採

(泰)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(器)

の規定に基づきこれを公表する。医薬品等を含む血漿、分画製剤の需給計画を定め、同条第六項労働大臣は、法第二十六条第一項の規定に基づき血液製剤代替、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生血漿、分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ

(坐)

給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない尊重するとともに、法第二十七条第二項の規定に基づき、その当たっては、法第二十六条第七項の規定に基づき、需給計画をまた、血媒分面製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に

二原料画漿の配分

(盤)

採血事業者は、法第二十六条第七項の規定に基づき、原料血

する。

六 献血者の安全確保等

(盤)

から採血してはならないこととされている。 年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者ばならず、同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなけれいる。また、採血しようとする者は、法<u>第二十四条第一項</u>の規血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされてこのため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採

(盎)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(盤)

の規定に基づきこれを公表する。医薬品等を含む血、漿 分面製剤の需給計画を定め、同条第六項労働大臣は、法第二十五条第一項の規定に基づき血液製剤代替、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生血、漿 分面製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ

(坐)

給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。 次くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない尊重するとともに、法第二十六条第一項の規定に基づき、その当たっては、法第二十五条第七項の規定に基づき、需給計画をまた、血媒の面製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に

二原料血漿の配分

(盎)

採血事業者は、法第二十五条第七項の規定に基づき、原料血

(容)

三 供給危機が発生した場合の対応

(坐)

う努める必要がある。る製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよ給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有す観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供これらの対応に加えて、国は、血漿の面製剤の安定供給の

等の対策を検討し、安定供給を確保するよう努める必要がある合は、国は製造販売業者と緊密に連携し、供給不足に対する最また、血漿分面製剤の需要増加に伴う供給不足が発生した場

り込むなど、平時から<u>災害等に構えた対応を行う必要がある。</u>造販売業者等と協議し、必要に応じ、防災計画や医療計画に盛間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の供給体制等について、製都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤(特に有効期

可能な体制を構築しておく必要がある。 備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、<u>災害等に</u>しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮

四 血漿分面製剤の輸出等

いて当該年度に輸出すると見込まれる血漿、分面製剤の種類及で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画におの血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲することを目的とした血漿、分面製剤の輸出については、国内効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資中間原料を活用した血漿、分面製剤の輸出など、献血血液の有今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の

(零)

三供給危機が発生した場合の対応

(泰)

う努める必要がある。る製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよる製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよめ、同じ効能を有す観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供これらの対応に加えて、国は、血漿の面製剤の安定供給の

事に備えた対応を行う必要がある。 造販売業者等と協議し、防災計画に盛り込むなど、平時から<u>災</u>間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の供給体制等について、製都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤(特に有効期

能な体制を構築しておく必要がある。えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、<u>災害</u>に備しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮

四 血漿・分面製剤の輸出等

いて当該年度に輸出すると見込まれる血漿、分面製剤の種類及で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画におの血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲することを目的とした血漿、分面製剤の輸出については、国内効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資中間原料を活用した血漿、分面製剤の輸出など、献血血液の有今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の

び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。よう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿、分画製剤の種類及法第二十六条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するび量を定めることとし、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

安全性の向上のための取組

(空)

性の向上のために必要な措置を講ずること(法第三十条)。置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全二項及び第三項)。特に、血液製剤については、これらの措置を講ずること(医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会ら厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調

▷ (盤)

(盤)

液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要とた血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危採血事業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、採取し

(盤)

よる保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があのと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤に法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるも厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等

び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。よう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿・分画製剤の種類及法第二十五条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するび量を定めることとし、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

安全性の向上のための取組

(容)

-- い (整)

性の向上のために必要な措置を講ずること(法<u>第二十九条</u>)置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全二項及び第三項)。特に、血液製剤については、これらの措置を講ずること(医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会は 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調

~ (盤)

(盤)

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

の製造販売業者に提供しなければならない。 れる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認めらを原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発採血事業者は、法<u>第二十八条</u>の規定に基づき、採取した血液

(盤)

よる保健衛生上の危害の発生又は拡大を坊止するため必要があのと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤に法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるも厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等

とを命ずる。に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきこに 医薬品医療機器等法第七十二条第一項から第三項までの規定七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに基づく血液製剤の販売等の一時停止、医薬品医療機器等法第

(坐)

三三(格)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(器)

当技師の配置を働きかける。用、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担療法が適正になされるよう、合同輸血療法委員会の積極的な活国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血

11 (盤)

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(盤)

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に

丁寧な説明を行うことが望ましい。また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、患者等に

11 (2)

三 血液製剤等の研究開発の推進

基づく規制が適用される。

のの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するも

置を採るべきことを命ずる。三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の特に基づく血液製剤の回収等並びに同法第七十二条第一項から第剤の販売等の一時停止、同法第七十条第一項及び第二項の規定ると認めるときは、同法第六十九条の三の規定に基づく血液製

(盤)

11・日 (盤)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(泰)

置述びに責任医돼及び担当技師の配置を働きかける。療法が適正になされるよう、輸血療法委員会及び輸血部門の設国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血

11 (盤)

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(坐)

<u>ことが求められる。</u> 存等についても、必要に応じ、特定生物由来製品と同様に行う基づく規制が適用される。 なお、患者等への説明又は記録の保安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に

て患者等より同意を得ることとする。また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、原則とし

11 (智)

三 血液製剤等の研究開発の推進

のの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するも

の研究開発を支援する。 剤等の安全性・有効性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等

す。上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促請外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない

四 山漿分画製剤の課題への対応

及び製造販売業者が連携して対応する。 究を行い、審議会等における議論を踏まえて、国、採血事業者重な献血由来の原料血漿の有効活用等を図るための多角的な研曲漿分画製剤の国内自給、製造販売業者等の収益の改善、貴

田 (盤)

強化を推進していくことが必要である。講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制のイアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を国、採血事業者、血液製剤等の製造販売業者等は、コンプラド 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化

った患者の利便性に資する医薬品の開発が期待される。 間持続することが期待でき、また、皮下注射が可能になるとい子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体のように、作用が長時剤等の研究開発を支援する。例えば、抗血液凝固第Xa/N図

験の伏児を生視していく。下注射により治療を行うことが期待されており、国は、臨床試薬品の臨床試験が進み、インヒビターの有無にかかわらず、皮拭凝固因子とを平衡化することにより、血友病の治療を行う医実た、抗凝固因子を低下させることで生体内での凝固因子と

す。上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促請外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない

計画が了承されており、国として、研究の実施状況を注視してでこと。 で「Po細胞由来の血小板を用いた自己輸血の臨床研究の実施製品の研究開発については、平成三十年九月に厚生科学審議会なお、輸血用血液製剤と代替性がある医薬品又は再生医療等

回 (盤)

田 コンプレイアンスの独行

くことが必要である。、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していについて見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範

開の向上について検討するとともに、企業等の団体による献血の見直しについて、採血事業者は献血可能時間の延長や健康管え、献血の推進及び血液の有効活用の観点から、国は採血基準今後の献血可能人口の減少やライフスタイルの多様化を見据人 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応